

# 御坊市貨物自動車運送事業者支援金

御坊市では、エネルギー価格高騰等の影響を受けた御坊市内の貨物自動車運送事業者への事業継続支援のため、御坊市貨物自動車運送事業者支援金を支給します。

- ◆**支給対象者** 御坊市内に本社・営業所等を有する中小企業者で、貨物自動車運送事業法に規定する「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」のいずれかを営む者
  - ※大企業（みなし大企業を含む）、「御坊市地域公共交通事業者事業継続支援補助金」の支給対象事業者は対象外

- ◆**支給対象車両** 次の①・②両方に該当する車両（リース含む）であること
  - ①御坊市内の営業所等で事業用に所有している車両（令和7年4月1日時点）  
令和7年4月1日時点で、和歌山運輸支局において、御坊市内の営業所等での配置車両として登録されている営業用車両（緑（黒）ナンバー）であること

- ②使用の本拠が御坊市内である車両  
車検証（自動車検査証記録事項）に記載されている「使用の本拠の位置」が御坊市内であること

- ◆**支給金額** 支給対象車両1台につき5万円
  - ※上限100万円

- ◆**申請期限** 令和7年5月30日（金）

- ◆**申請・問い合わせ**

産業振興課 ☎0738-23-5510 FAX0738-22-4120

申請方法等の詳細については、市ホームページをご確認いただくか、産業振興課までお問い合わせください。



# 御坊市創業者応援事業補助金～御坊市内での創業を応援～

御坊市では、御坊市内の商工業振興と創業機運の醸成を図るため、御坊市内で創業される方の創業に係る経費に対して支援を行います。

補助要件等の詳細については、市ホームページをご確認ください。

- ◆**補助対象** 御坊市内で新たに創業する御坊市民の方
- ◆**補助対象経費** 店舗等借入費、店舗等購入費、店舗等改修費、設備・機器・備品等の購入費、広報費

- ◆**補助率** 対象経費×3/4

- ◆**補助上限** 40万円
  - ※商店街地域での創業の場合は50万円

- ◆**問い合わせ** 産業振興課 ☎0738-23-5510 FAX0738-22-4120

令和7年度より  
補助上限UP



創業する前に申請する  
必要があります。



市ホームページ

